

第 10 回 共同実施事業管理委員会 議事要旨

日時:平成 31 年 3 月 28 日(木) 16 時 00 分～17 時 00 分

場所:東京都第一本庁舎 33 階南側 A-1・A-2 会議室

1 議題

- (1) 平成 30 年度第 3 四半期の実績報告について
- (2) 平成 30 年度分共同実施事業について《オリンピック経費・パラリンピック経費》
- (3) 平成 31 年度共同実施事業の年度協定書について
- (4) 共同実施事業に係る情報公開の取組について

2 議事経過

- (1) 平成 30 年度第 3 四半期の実績報告について
- (2) 平成 30 年度分共同実施事業について《オリンピック経費・パラリンピック経費》

上記議題について、「平成 30 年度 共同実施事業に係る第 3 四半期執行状況報告の概要」(資料 1)、「平成 30 年度 共同実施事業に係る執行状況報告の概要(速報版)」(資料 2)、「共同実施事業 平成 30 年度決算(見込)について」(資料 2-1)、「平成 30 年度 共同実施事業(パラリンピック分)に係る執行状況報告の概要(速報版)」(資料 3)及び「平成 30 年度共同実施事業に係る執行状況報告(パラリンピック作業部会、東京都作業部会)に係る主な意見等」(資料 4)に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 1 の説明概要>

- ・第 3 四半期の執行状況については、「主な履行確認済事業の内容」の下線部分にあるとおり、仮設等においては IBC/MPC 整備工事や海の森クロスカントリーコース整備工事等の履行を確認している。エネルギーについては、IBC/MPC 整備工事の確認や、テクノロジーにおいて警備用ネットワーク基本設計業務委託について確認を行った。
- ・輸送のうち、「輸送(大会開催経費分)」については、宝くじ財源を活用とした事業である。宝くじ財源を東京都が受け入れた後、組織委員会が共同実施事業として執行するものであり、地方会場に係る経費に充当される。第 3 四半期においては、地方会場分の交通・輸送運用検討委託などについて確認した。
- ・セキュリティについては、スクリーニング実証実験の計画立案と分析に係る業務委託について、確認した。
- ・以上により、第 3 四半期までにオリンピック経費で 57 億 1,200 万円の履行を確認した。

<資料 2 の説明概要>

- ・平成 30 年度全体の執行状況について項目別にみると、仮設等において 238 億円の予算に対して 107 億円の執行見込、131 億円の不用額となっている。主な不用額理由としては、「選手村仕様新設工事等の施工及び工事監理業務（宿泊棟）」の中間出来高検査方法確定に伴う支出年度見直しによる残で、84 億円である。11 月末の決算見込時点では、工事の途中であったこともあり、工事進捗率から 3 割程度の出来高を見込んでいた。その後、東京都、組織委員会、建築業者との間で簡易かつ効果的・効率的な中間出来高検査方法について議論を行った結果、検査対象となる工事について、詳細工事ごとではなくある程度大きな工事単位で括り、その工事全体が終了した時点で検査対象となるように中間出来高検査方法を決定した。その結果、工事の一部が翌年度以降の検査対象となり、30 年度予算に対しては 84 億円の不用額が発生した。
- ・また、「選手村仕様新設工事等の施工及び工事監理業務（宿泊棟）」については変更対策費として 24 億円の予備費を計上していたが、30 年度は執行しなかった。よって、中間出来高検査方法確定による残 84 億円と、予備費の残 24 億円を合わせて 100 億円以上の不用額が発生した。
- ・エネルギーについては、保守に係る経費について費用負担の見直しを行ったため、30 年度予算に対する不用額はマイナスになっている。
- ・テクノロジー、輸送については、受託者との調整等により支出年度が翌年度以降に変更になったことにより不用額が発生している。
- ・セキュリティ、オペレーション等については、支出年度が翌年度以降に変更になったほか、経費精査や契約差金の発生等により不用額が発生している。
- ・以上により、合計 145 億円の不用額が発生しているが、工事の遅れではなく支出年度見直しによる理由がほとんどである。

<資料 2-1 の説明概要>

- ・平成 30 年度当初予算は 744 億円であったが、11 月末の決算見込により 407 億円の不用額が発生する見込であったため、平成 30 年度最終補正予算において減額補正を行い、337 億円を最終予算として再計上した。しかし、平成 30 年度執行見込額は 192 億円で、補正後予算に対する不用額は 145 億円である。
- ・不用額 145 億円のうち、141 億円は契約発注済ではあるが支出年度が変更になったことによる残で不用額の大半を占める。一方、契約発注が間に合わなかったことにより翌年度以降へ繰越となったものは 3 億円、経費精査や契約差金による残は 7 億円である。また、契約変更等により増額したものは 7 億円で、マイナスの不用額となる。
- ・以上のとおり、不用額の大部分は支出年度見直しによるものであり、工事の進捗遅れによるものではない。

<資料3の説明概要>

- ・パラリンピック経費については、平成31年3月27日（水）に開催したパラリンピック作業部会結果を反映し、東京都及び国負担分の合計は25億円である。

<資料4の説明概要>

- ・パラリンピック経費については、パラリンピック作業部会において、オリンピック経費とパラリンピック経費の按分方法の見直し等について議論を行った。
- ・また、経費の内訳について再確認となった案件や、パラリンピック競技・選手に深く関わるものではないとの判断から、パラリンピック経費の対象外とされた案件があった。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・資料2について、不用額の145億円のうち、選手村宿泊棟整備工事の中間出来高検査方法確定による残が84億円、予備費が24億円で、108億円が不用額の主な要因となっているが、工事の遅れによるものではなく、検査対象年度が変更になったという理解でよいか。
⇒ そのとおりである。
- ・資料2について、エネルギーの不用額が▲4,400万円ということだが、当初予算より増額しているということか。
⇒ 平成30年度当初予算には東京都負担として計上していたが、11月末の決算見込時点では費用負担の整理がついていなかったため、減額補正により東京都負担から一度落としていた。その後、東京都負担として整理がついたため、補正後予算に対してはマイナスとなるが当初予算どおりの執行となる。
- ・2019年はテストイベントや関係機関からの要請等により新たな需要が生じる可能性もあるので、引き続き経費精査等により現在の枠組みを維持していかなければならない。共同実施事業は当然のことながら、共同実施事業以外についても経費が膨れてしまい、赤字になると大会の成功とは言えないため、経費精査や情報提供を引き続きお願いしたい。
⇒ 経費精査について、組織委員会としても収支均衡を守ることが大原則と考えている。
- ・大会経費に対する世間の注目度は高まっており、経費全体の枠組みをしっかりと維持し、関係者全員が経費精査、効率化に取り組む必要がある。2019年、2020年は元々多額の支出が見込まれており、さらに平成30年度からの繰越分も上乗せされるため、これまでも増して執行管理が重要となる。オリンピック経費・パラリンピック経費全体の執行予定、大会経費の全体像について、可能な限り早めに示していただきたい。

(3) 平成 31 年度共同実施事業の年度協定書について

上記議題について、「平成 31 年度協定の変更点について」（資料 5）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 5 の説明概要>

- ・平成 31 年度共同実施事業の年度協定について、前年度分からの変更点として第 16 条に「年度の負担金額を確定させる時点で負担割合を算出することが困難な経費については、詳細が明確になり次第精算する旨を協定上に明記する」と明記した。
- ・例えば、オリンピック経費について、仮設インフラは都及び都外自治体所有施設であれば東京都負担、オーバーレイは組織委員会負担と大枠の合意において整理されている。しかし、基本設計時点では仮設インフラとオーバーレイを一体として設計するため、その内訳等が未確定である。
- ・そこで、現時点では、工事費の割合が大きいと想定される都の仮設インフラに寄せて、負担割合が明確になり次第精算することとしていたが、改めてその旨を年度協定に明記した。

上記議題について、委員から意見等はなし。

(4) 共同実施事業に係る情報公開の取組について

上記議題について、「情報公開の取組について」（資料 6）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 6 の説明概要>

- ・情報公開に向けた取組については、透明性確保の観点から着実に取り組む必要があると認識している。
- ・まず、共同実施事業管理委員会及び作業部会の議事要旨をより詳細化し、公表するという件については、過去実施分も含めて順次対応している。
- ・次に、共同実施事業の内訳について、決算だけではなく予算についても、契約、入札手続き等に支障のない範囲で公表したいと考えている。
- ・最後に、共同実施事業の契約実績について、平成 29 年度末までに公費負担の対象となった契約について、案件ごとに契約件名、契約者名、契約金額を一覧にしてホームページに掲載している。ただし、スポンサー供給契約については、守秘義務があるため契約金額を伏せて公表している。今後、公表手続きを定めた覚書を締結する等、公表に向けて各スポンサー社と調整していく。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・ スポンサー社と契約金額公表に向けた調整を続けていただきたいところだが、覚書が締結され次第公表するのか。
 - ⇒ スポンサー契約に基づく金額は、オリンピック・パラリンピックのために通常取引よりも安い金額で契約することになっている。そのため、契約金額が公表されると通常取引で不利益を被る可能性があることから、各スポンサー社内でも相当議論が必要となる。公表に向けて全てのスポンサー社と覚書を締結するよう努力していく。
- ・ 入札案件ごとの落札率の開示について、予定価格が推察されるリスクがあるという点について一定程度の理解はできるものの、公費が充当されているということを踏まえ、適切な情報公開が行われるよう、今後とも検討していただきたい。
 - ⇒ 同様の契約が今後も続く限り、落札率を公開すると予定価格を推察されてしまう恐れがあることから、同様の契約が全て終了し、予定価格を推察されるリスクがなくなった場合は公表に向けた調整を進めたいと考えている。
- ・ 今後、会場別に事業が進むにつれて、関係者からの要請や選手の安全対策等について迅速に対応しなければならない。現行の手続きが現実的でなくなる一方、これまでとの兼ね合いを踏まえると、一定の金額の範囲内であれば現場対応できる等、細かいルールを早めに作成していく必要がある。
 - ⇒ 組織委員会としても、大会時にどのような体制で誰がどのような権限を持って判断すべきなのか、緊急対応方法や報告の流れ等について、しっかりとしたシステムを構築していきたいと考えている。

3 閉会